

中部電力株式会社浜岡原子力発電所2号炉に係る 廃止措置計画変更認可申請書に関する審査書

原規規発第 2207159 号
令和 4 年 7 月 1 5 日
原 子 力 規 制 庁

1. 本審査書の位置付け

本審査書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 4 3 条の 3 の 3 4 第 3 項において準用する法第 1 2 条の 6 第 3 項の規定に基づいて、中部電力株式会社（以下「申請者」という。）が提出した「浜岡原子力発電所 2 号原子炉廃止措置計画変更認可申請書」（令和 4 年 4 月 6 日付け本原浜岡発第 102 号をもって申請、令和 4 年 6 月 27 日付け本原浜岡発第 105 号をもって一部補正。以下「申請書」という。）の内容が、法第 4 3 条の 3 の 3 4 第 3 項において準用する法第 1 2 条の 6 第 4 項の規定に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「実用炉規則」という。）第 1 1 9 条各号に規定する廃止措置計画の認可の基準に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたものである。

2. 申請の概要

申請者が提出した申請書によれば、変更の概要は次のとおりである。

- (1) 性能維持施設である廃液濃縮器の維持台数の変更
- (2) 浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画を 1 号炉と 2 号炉に分割する変更及び記載の適正化

3. 認可の基準及び審査の方針

法第 4 3 条の 3 の 3 4 第 3 項において準用する法第 1 2 条の 6 第 4 項の規定に基づく実用炉規則第 1 1 9 条に定められた廃止措置計画の認可の基準は以下のとおりである。

- 一 廃止措置計画に係る発電用原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されていること。
- 二 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。

三 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。

四 廃止措置の実施が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上適切なものであること。

本件審査に当たっては、本申請が、上記の認可の基準に適合することを確認するため、発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準（原管廃発第 13112716 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）に基づき、審査した。

主な内容を以下 4. に記載する。

なお、浜岡原子力発電所 2 号炉は炉心から使用済燃料が取り出されていることから、第 2 号、第 3 号及び第 4 号への適合性を確認した。

4. 審査の内容

4-1. 性能維持施設である廃液濃縮器の維持台数の変更

4-1-1. 申請書本文に対する審査の内容

以下では、実用炉規則第 116 条第 1 項各号に沿って審査基準への適合性を説明する。

(1) 第 6 号関係（性能維持施設）

第 6 号については、審査基準において、廃止措置期間中に性能を維持すべき施設（以下「性能維持施設」という。）が廃止措置期間を見通した廃止措置の段階ごとに適切に設定されており、性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方が示され、その考え方にに基づき選定された具体的な設備が施設区分ごとに示されていることなどを要求している。

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、以下の事項を確認したことから、審査基準に適合するものと判断した。

① 性能維持施設である廃液濃縮器について、以下 a.、b. 及び c. を踏まえ、性能維持施設として維持する台数を 2 台から 1 台にするとしているが、放射性液体廃棄物の処理に影響がなく、性能を維持すべき期間にわたって、適切に維持管理すること

a. 至近 4 年間の処理実績は、2 台中 1 台のみを使用して発生する廃液を処理していること

b. 今後発生する廃液は、分析サンプリングや設備点検の周期を考慮しても、処

理実績から大きく増加することはなく、1台で処理が可能であること

- c. 将来的に大量に発生する廃液として、燃料プール水、復水タンクの貯留水等が想定されるが、これらの廃液は導電率が低い廃液であり、機器ドレン処理系で処理するため、廃液濃縮器の廃液処理に影響はないこと

4-1-2. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査の内容

以下では、実用炉規則第116条第2項各号に沿って審査基準への適合性を説明する。

(1) 第6号関係（性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書）

第6号については、審査基準において、放射性廃棄物の廃棄施設について、性能を維持すべき期間にわたって、適切に維持管理することなどを要求している。

規制庁は、放射性廃棄物の廃棄施設のうち廃液濃縮器に関し、性能維持施設として維持する台数を変更することについて、4-1-1(1)のとおり確認したことから、審査基準に適合するものと判断した。

4-2. 浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画を1号炉と2号炉に分割する変更及び記載の適正化

規制庁は、浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画を1号炉と2号炉に分割することに伴う記述の変更並びに記載の適正化が適切に行われていることを確認した。

5. 審査の結果

中部電力株式会社が提出した申請書を審査した結果、当該申請は、法第43条の3の34第3項において準用する法第12条の6第4項の規定に基づく実用炉規則第119条各号に規定する廃止措置計画の認可の基準に適合しているものと認められる。